

## 松戸市立地適正化計画（案）に係る

### パブリックコメント（意見募集）の結果について

「松戸市立地適正化計画（案）」の策定にあたり、市民の皆様からご意見を募集したところ、6名の方からご意見をいただきました。ご意見を提出していただき、ありがとうございます。

お寄せいただいたご意見を整理し、市としての考え方をまとめましたので、お知らせいたします。

#### 【パブリックコメント（意見募集）手続き実施結果の概要】

- 1. 意見募集期間**  
平成30年1月5日（金）から2月4日（日）まで
- 2. 意見提出者数**  
6名
- 3. 意見件数**  
97件
- 4. 意見の取り下げ**  
0件
- 5. ご意見の概要及びご意見に対する松戸市の考え方**  
下記のとおり

寄せられたご意見の概要 及び ご意見に対する松戸市の考え方

No.	意見箇所	ご意見の概要	ご意見に対する松戸市の考え方	修正
1	3 ページ 本市における立地適正化計画策定のねらい(2)	<p>「知の拠点」である図書館に賑わいの拠点としての機能を求めるのは本末転倒ではないか。(図書館には人集め機能は必要ない)</p> <p>松戸市図書館では図書館ネットワークがすでに形成されており、また将来の電子図書化を考慮すれば、新たな賑わいは期待できない。図書館の記述を抹消すべき。</p>	<p>図書館そのものを賑わいの拠点とするのではなく、賑わいある拠点形成のために誘導する施設の一例として記載したものです。</p> <p>これからは、個人の学びを支援するだけでなく、人と人を結びつけ、協同的な学びの知的創造活動を支援することが、より重要な役割として図書館に求められております。そのような人々の学びを通じた地域のコミュニティの活性化が結果的にまちに賑わいをもたらし、より良いまちづくりにつながると理解しております。</p> <p>また、他の自治体の事例から見ると、図書が充実していると利用者の満足度は高く、さらに十分な閲覧席を整備すると、滞在型の図書館として利用者の評価が高くなっていることから、今後は松戸市においても滞在型の図書館計画について検討してまいります。</p> <p>なお、図書館の電子書籍化につきましては、松戸市でも導入を検討しているところではございますが、出版事情もあり、一般的な電子書籍の市場とは異なる部分が多く、十分なコンテンツが整備されている状況ではございませんので、賑わいと電子書籍化は関連が少ないと思われまます。</p>	無
2	3 ページ立地適正化計画の意図と役割	<p>都市計画とは何か、都市計画によって松戸市はどのような効果が得られたか、都市計画の実現可能性、実現に必要とする時間はどのくらいなのか、など、都市計画についての共通認識無しに本計画に取り組んでも、また、絵に描いた餅になるのではないだろうか。</p>	<p>これまでは、人口増加や経済成長を前提とし、将来の都市像がある程度予測可能な状態の中で土地利用規制やインフラの整備で都市をコントロールしてまいりました。しかしながら、今後は、人口を維持していく中で、持続可能で安全・安心して暮らせる都市づくりを進めることが求められます。そのため、これまでの土地利用規制等で都市をコントロールするだけでなく、都市の住民・企業の活動等に着目し、量ではなく質の向上を図るために都市を「マネジメント」という新たな視点をもって取り組んでいく必要があると考えております。</p> <p>このような背景のもと、立地適正化計画制度が創設されましたので、本市においても本計画を策定し、民間事業者や市民の方々と連携し、まちづくりを進めていきたいと考えております。</p>	無
3	3 ページ本市における立地適正化計画のねらい	<p>冒頭に「民間投資の誘導」が掲げられているところに松戸市の現状が現れている。公共施設の更新についても、公共施設の再編というより、公共施設を新しく設ける傾向が顕著な現状であることから、将来負担を見込み、健全財政を維持することを第一義に考えていない。</p>	<p>立地適正化計画の策定をきっかけに、市としても様々な施策を展開することにより、民間事業者の方々と今まで以上に連携してまちづくりを進めていきたいと考えております。</p> <p>公共施設については、施設の老朽化に伴い更新時期を迎えていることから、今後の機能のあり方については検討する必要に迫られています。その検討の中で、施設の複合化なども選択肢に入っており、将来負担の増加にならないような手法を検討してまいります。</p>	無

寄せられたご意見の概要 及び ご意見に対する松戸市の考え方

No.	意見箇所	ご意見の概要	ご意見に対する松戸市の考え方	修正
4	4 ページ	「居住誘導区域、都市機能誘導区域、誘導施設を必須として設定することと、「時間をかけながら緩やかに誘導を進めようとするものです」は、計画自体の整合性に疑問を呈することとなる。なかなかやれなくてもいいことを必須として設定するのはおかしい。	誘導区域内への居住や都市機能の誘導にあたっては、基盤整備等の長期間を要する事業を伴うことも想定されます。そのため、計画期間の20年間という長期間の中で施策・事業を推進することにより、誘導を図っていくことと考えております。 このように、これからのまちづくりにおいては、規制手法だけでなく、誘導を図ることが併せて必要であるものと認識しております。	無
5	5 ページ 上位・関連計画との関係性	まちづくり分野を他の関連計画と区別する必要はあるのか。その理由が理解できない。ましてや例示したまちづくり分野の計画は松戸市内の一部の地域計画である。 公共施設や道路などのインフラを含んだ松戸市公共施設等総合管理計画のほうが、関連性は深い。	松戸駅周辺については、具体的な拠点整備等の動向がある地域であることから記載しております。	無
6	居住誘導区域について(連携)	松戸駅周辺まちづくり基本構想等、他の構想とばらばらに進んでも意味がないので、きちんと連携するべき。また、伊勢丹閉店後の対応(跡地の利活用)について決まってから、この計画を決定してもよいのではないか。	ご意見のとおり、本計画の策定にあたっては、公共交通施策、商業施策、住宅施策、医療・福祉施策等、本市の多様な分野の計画や関係機関との連携が必要とされているため、関係する市内の各分野との調整・連携を密に図りながら検討を進めてまいりました。今後の計画の進行・管理にあっても、調整・連携を図ってまいります。 なお伊勢丹撤退の前後に関わらず、松戸駅周辺が市として重要な広域交流拠点であることから、松戸駅周辺におけるまちづくりを推進することも考慮した上で、本計画を策定いたしました。	無
7	5 ページ	関連計画に地域福祉計画がないのは何故か。	全ての計画を記載することは難しいため、「等」の記載により、簡略化させていただいております。そのため、その他の計画と連携・調整を図っていない訳ではないことをご理解いただければと存じます。	無
8	6 ページ 本計画の計画期間と他計画との関係性	これからの公共施設等は長寿命化が図られ、そのライフサイクルは50年以上。したがって、本計画は、50年以上先を見通したうえでの最初の20年計画でなければならない。2038年以降も第2次計画として策定する旨を明記すべきではないか。 ちなみに、国交省モデル地区である金沢市では、2040年まで、2060年まで、2060年以降の3ステージにわけ、段階的な都市構造の変革イメージ(方向性、前提、主たる取り組み)を示し、その上での当該計画の位置づけを示している。超長期にわたる都市計画では必要なことではないか。	将来的には、第2次計画として新たに策定することも考えられますが、本計画は概ね5年ごとに人口動向や施策の実施状況等を踏まえ適切に評価し、必要に応じて見直しを行うことで、今回の計画を動的に運用していきたいと考えております。	無

寄せられたご意見の概要 及び ご意見に対する松戸市の考え方

No.	意見箇所	ご意見の概要	ご意見に対する松戸市の考え方	修正
9	23ページ(7)①枠内 3行目	民生費の増加傾向は、高齢者の増加だけが原因ではない。扶助費の増加とした方がいいのではないかと。強いていうなら少子高齢化である。	本市の歳出状況について、明瞭に提示するために目的別にて整理しております。そのため、項目の名称が「民生費」となっております。ご意見のとおり、民生費の増加は高齢者数の増加のみではないことから、「少子高齢化」と表現を改めます。	有
10	25ページ課題	「誘導することが求められます」「誘導が求められます」という表現は適切と思えない。自治体の計画であるのに、当該の自治体は何もしないのかと受け止められてしまう。時間をかけて緩やかに取り組んでいくことが求められるのなら、とりあえずは何かをすることは要らない。計画としてそれでいいのか。	当頁については、現状・課題のとりまとめとして、各種データに基づき客観的な視点により整理したものであるため、このような文言の表現としております。 それら現状・課題を踏まえた、立地適正化計画における本市の基本的な考え方について、第3章に「まちづくりの基本方針、施策の方向性を整理しております。	無
11	25ページ課題2 3行目	「整備された良好な都市基盤整備（道路、下水道等）の有効活用が図られなくなる」とは、具体的にどの地域を指し、どのような状況を有効活用が図られなくなるとするのか。下水道普及率100%を目指すことに見直しをかけなくてよいのか。	今まで、市街化区域内の広範囲において土地区画整理事業をはじめとする都市基盤施設の整備が行われてきたことを指しております。 また、スポット的に急激な人口減少が推計されている地域において、人口が減少して、利用者がいなくなってしまうことで、都市基盤施設が有効に活用できなくなるといった状況を示しております。	無
12	25ページ 13～17行目	常磐線西側全般に対して述べているのかもしれないが、水害が頻繁に起きている地域については、無理な開発により、事情を知らない人が安価な建て売り住宅を購入し移り住んできた面がある。そのような事例まで行政が全責任を負うべきなのか。市街化調整区域に住んで、都市基盤整備の充実を求める場合と似ている。 都市基盤整備とはなんたるかの原則に触れる表現に改められたい。例えば、最後に、「ハードの対策が難しい地域については、住民に積極的に情報提供をし、安全を第一に考えます。」と付け加えてはどうか。	本市を選択していただいていることや、浸水想定区域が指定されている地域は駅周辺等の生活利便性の高い地域も含まれていることから、今後も多くの市民が住み慣れた地域で住み続けていけるよう、ハード・ソフト両面からの対策が必要であると考えております。	無
13	29ページ 立地適正化計画におけるまちづくりの基本方針	本計画の前提条件の一つである「人口規模」をどの程度に想定しているかが明示されていない。その他の前提条件を含めて、第3章に明示すべき。	人口規模の考え方を含め、まちづくりの基本方針を定める上で前提とした本市の課題を第2章13ページ(2)人口動向で記載しております。	無

寄せられたご意見の概要 及び ご意見に対する松戸市の考え方

No.	意見箇所	ご意見の概要	ご意見に対する松戸市の考え方	修正
14	29ページ 立地適正化計画におけるまちづくりの基本方針	<p>本計画を読み進んでいくと、どうも計画内容が「松戸市人口ビジョン」で掲げた、現在人口維持のものの施策になっていると感じる。明らかに実現困難な人口ビジョンではなく、社人研予測+<math>\alpha</math> (<math>\alpha</math>は施策に伴い実現が確実視される増分)あるいは、国交省モデル自治体と同様に社人研予測にすべき。</p>	<p>13ページに記載しているとおり、本計画では、国において推奨されている社人研の推計値を用いて、人口の現状・将来見通しの整理を行っております。この推計に基づき、将来人口が減少しても高密度な市街地が保たれるとの判断の基、本計画の検討を行っております。</p>	無
15	34ページ	<p>この将来都市構造図において新松戸駅から江戸川方面に走るバスは「維持」とされている。隣接する流山市は大規模開発がされていて人口がどんどん増えている。しかし、幸いなことに南流山には銀行や病院、中規模の店舗が存在しない。移住してくる人は新松戸にある程度来る可能性がある。それらを逃さないためにも新松戸のバスを延伸して流山市内に乗り入れさせるべきだ。松戸の商店もバス会社にもメリットがあるはずだ。よって「維持」ではなく「拡充」すべきではないだろうか。</p> <p>一方で小山や上矢切を走るバスは図に載っていない。あの辺はバスも本数が少なく、駅も遠く店もないので非常に不便なので拡充すべきである。上矢切は松戸駅より金町駅の方が近い。金町方面へのバスがあると良い。</p> <p>そして、将来都市構造図に北部市場の跡地や新市立病院(千駄堀新駅)など拠点になるであろう場所も載せるべきではないか。さらに、国道6号線は図に載っているが、外環道が載っていない。将来の話をするのであれば、外環道やそれに伴うバスについても検討すべきではないだろうか。</p>	<p>バス路線については、周辺自治体との結節等の広域的観点や、民間事業者の採算性のもとに成り立っております。そのため、本市の活性化の為に必要に応じて、民間事業者等との連携を図りながら、今後検討を行います。</p> <p>将来都市構造図において記載しているバス路線については、市内の鉄道6路線及び駅間や駅と大規模団地等を結ぶ路線や、運行本数が多い基幹的なバス路線(片道30本以上/日)を位置づけており、現状の運行本数に鑑みて維持・拡充の分類をしたものです。わかりやすくするために、その旨を34ページに記載させていただきます。</p> <p>また、その対象とならないバス路線については掲載しておりませんが、市として重要性を認識していないことを示すわけではありません。</p> <p>拠点設定の箇所については、公共交通ネットワークの基盤が優れた鉄道駅等において複数の都市機能が集積することにより拠点形成を図るものでありますので、北部市場跡地や新市立病院等、1つの施設の立地に合わせた拠点設定は難しいと捉えております。</p> <p>しかし、現状においては拠点としての位置づけが難しいものの、今後周辺環境の変化があった際には、拠点としての位置づけについて検討する可能性があるものと認識しております。</p>	有

寄せられたご意見の概要 及び ご意見に対する松戸市の考え方

No.	意見箇所	ご意見の概要	ご意見に対する松戸市の考え方	修正
16	33ページ北松戸駅周辺の記述	<p>「広域交流拠点」として松戸駅周辺と北松戸駅西口周辺を、整備・育成し、本市に広域的な交流と活力をもたらします（松戸市都市計画マスタープラン第2章将来都市構想6.将来都市構造●多様な拠点からなる多核都市構造）という都市計画マスタープランの見直しを掲げたことになる。</p> <p>松戸駅周辺と北松戸駅西口周辺については、「松戸市基本構想第3章第2節活力ある交流都市づくり1.交流拠点の育成・整備（1）商業・業務拠点」に「松戸駅周辺地区は、～略～商業や業務機能を中心とした広域交流拠点として育成します。北松戸工業団地を中心とした地区は、～略～従来の生産機能に、新たな商業・業務・娯楽機能などを加えた広域交流拠点として整備を図ります。この2つの拠点の連携を図ることでさらに拠点性を高め、50万都市にふさわしい顔となるよう育成します。」と述べられている。今立地適正化計画は、この基本構想の考え方を否定するものである。松戸市基本構想は、当時の地方自治法の定めるところにより議会で認められたものである。また、議会基本条例の定めるところにより、同様に議会で承認された松戸市総合計画後期基本計画においても「基本構想の実現を図る施策の方向を示すため、『後期基本計画』を策定します。」と記されている。基本構想は1998年に、後期基本計画は本郷谷市政になってからの2011年に策定され、市政運営の大原則であることはいままでもない。その基本構想の記述について修正を総合計画期間中に行う手続きとして、この立地適正化計画にささやかな注の扱いで掲載されることの是非を問う。基本構想、後期基本計画を認めた議会を軽視するものではないか。市長の見解を述べられたい。</p>	<p>本計画は、基本構想及び都市計画マスタープランを否定するものではなく、これら計画と整合を図りつつ策定を目指しております。</p> <p>確かに基本構想、都市計画マスタープランでは、土地利用転換を前提に北松戸工業団地がある北松戸西口周辺地区の広域交流拠点化について記載されております。</p> <p>しかしながら、現状は北松戸工業団地は工場等の集積が続いており、工業専用地域という用途地域によって住居系建物の建築が制限されております。</p> <p>本計画では、住居系の建物の建築が制限されている区域を居住誘導区域に定めることは難しく、原則居住誘導区域ではない区域を都市機能誘導区域へ位置づけすることができません。</p> <p>従いまして、西口周辺地区を都市機能誘導区域に含めることができずに北松戸駅周辺地区の拠点設定を考え、本計画では生活拠点として整理いたしました。</p> <p>引き続き本計画では、北松戸西口地区を含めた拠点の設定について、今後の土地利用状況を見極めながら検討する必要があると考えております。ご指摘を踏まえてこの点を計画に明記いたします。</p> <p>併せて、これまでの取組みや今後については、目標年次に向けた基本構想や都市計画マスタープランの点検の中で確認することになると考えております。</p>	有
17	33ページ北松戸駅周辺の記述	<p>そもそも、基本構想を上位とする、現都市計画マスタープランに基づき、北松戸工業団地を中心とした地区について、従来の生産機能に、新たな商業・業務・娯楽機能などを加えた広域交流拠点としてどのように整備を図ったのか。また、松戸駅周辺と同地区の2つの拠点の連携をどのように図ったのか。何も施策を打てず、「工業団地の土地利用転換が見込めない」ことを理由とするのは、行政は無責任とのそしりを免れないと考えるがいかがか。</p>		

寄せられたご意見の概要 及び ご意見に対する松戸市の考え方

No.	意見箇所	ご意見の概要	ご意見に対する松戸市の考え方	修正
18	33ページ人口配置の方向性2行目	「人口の適正配置を行っていきます。」とあるが、具体的な方策はあるのか。	国立社会保障・人口問題研究所の推計で急激な人口減少が予想されている大規模大地等については、将来にわたり地域間の人口バランスや、人口構成バランスを保っていくために、既存ストックの有効活用を推進すると想定し、記載しております。	無
19	36ページ 検討対象施設	機能区分レベルでの不足施設をあげる。 <ul style="list-style-type: none"> <li>公園(広域型) ~総合計画で「緑花清流による松戸の創生」、「緑豊かなまち並みの形成」を謳っているのであれば必要な機能ではないか。</li> <li>業務(オフィス)~日ごろから「東京への近さ」をうたい文句にしている松戸市行政なら、サテライトオフィスなどの業務機能誘導などを追加してもよいのではないか。</li> <li>スポーツ(運動場など)</li> </ul> 国交省の手引きを参考にしたかもしれないが、その自治体独自の機能(目玉)を追加することは他自治体でも実施されている。	立地適正化計画制度での誘導施設は、都市の居住者の共同の福祉や利便のため必要な施設と規定されており、サテライトオフィス等の業務施設は想定されていません。 また本計画では、主として商業、福祉等のサービス提供を行う建築物を「施設」として取り扱っていることから公園・緑地等のオープンスペースについても対象としておりません。 しかしながら、公園等についてはレクリエーションや交流、避難場所など多様な機能を有しており、本市の魅力向上に必要なだと判断し、都市機能、居住両誘導施策に記載しております。 最後にスポーツ施設についてですが、確かに誘導施設に設定している自治体もございます。本計画においても、病児・病後児保育、コンベンションホール等の本市独自の機能を位置付けおり、今後の見直し時に更なる独自機能を追加していくことが考えられるため、その旨を計画に記載いたします。	有
20	36ページ 検討対象施設	松戸駅東口 イトーヨーカドー裏の空地にテニスコートを設置願いたい。	スポーツ施設については、本計画では検討対象施設とはしておりませんが、今後の計画の見直しの際に検討対象となることも考えられることから、その旨を計画に記載いたします。	
21	36ページ 検討対象施設	図書館が、本館、地域館、分館と詳細に記載されているのに、松戸市の公共施設で教育・文化機能を有すると考えられるにもかかわらず記載されていないものがあるのはよろしくない。市民劇場、青少年会館(含む分館)、女性センター、勤労会館、市民交流会館などがそれに当たる。 それぞれの施設の機能・性格、駅からの距離等を考慮すると、具体的に記載するより、市民会館→市民会館等、市民センター→市民センター等 としてはいかがか。	ご意見のございました施設につきましては、施設の成り立ちや施設のあり方などの観点から、現状では誘導施設として検討する対象施設にはならなかったため計画書36ページの対象施設にはしていません。 ですが、表現がわかり難く、今後変化する可能性もあることから計画書の表記を訂正させていただきます。	
22	36ページ 検討対象施設	高齢者向け機能を有するシニア交流センターと老人福祉センター、障害者向け機能を有する健康福祉会館、複合施設である総合福祉会館、文化ホールなど、カテゴリー分けか、位置づけを記載してはいかがか。あるいは、掲載しない判断基準を明記した方がよい。		
23	41ページ (3) 7行目	ハローワークや若者サポートステーションなどの就労支援の施設を広域交流拠点に置くべきとしなくてよいのか。また、市に委ねられるという旅券事務所はどうなのか。		

寄せられたご意見の概要 及び ご意見に対する松戸市の考え方

No.	意見箇所	ご意見の概要	ご意見に対する松戸市の考え方	修正
24	43ページ	コンベンションホールは、市民センター、市民会館を含めて、交流機能として独立させるべき。また松戸駅周辺のみということは、文化会館(森のホール21)は将来撤退するということか。	機能区分は、立地適正化計画作成の手引き(国土交通省)を参考に設定いたしました。 本計画では、市街化区域内の拠点に集積する施設を誘導施設としており、市街化調整区域内の施設は対象としていませんが、文化会館(森のホール21)は現在の都市計画マスタープランにおいても「文化・交流拠点」として位置づけており、将来撤退させるような考えは持っていません。	無
25	45ページ	コンベンションホールとホテルは機能的に異なる。何かの計画を意識しての記載かも知れないが、公営のコンベンションホールとすれば、同一視することは論理性に欠ける。	ご意見のとおり、双方の施設は機能的に異なるものでありますが、本計画で記載があるホテルにつきましては、コンベンションホール付ホテルのことを指しており、現在本市では都市の魅力やにぎわい向上のため、これらの施設の誘致に取り組んでおります。	無
26	36ページ 検討対象施設 小・中・高等学校	小・中・高は分けるべき。特に高校は通学方法を勘案すると小・中とは大きく異なり、市内分散ではなく誘導施設になりえる。	小・中・高等学校については、日常的な学校教育サービスを提供する施設であることから、同様の扱いとしております。 高等学校については、広域からの利用も想定されるものの、近隣地域からの利用も想定される施設であることから、駅周辺に限らずバランスよく立地していることにより利便性を確保できるものと考え、誘導施設には設定していません。	無
27	36ページ 検討対象施設 幼稚園	幼稚園は、保育所、認定こども園と同列に「子育て機能」に記すべきではないか。 そちらの方がわかりやすい。	小・中・高等学校と同様に「学校教育法」に基づく施設であることから、届出時の便宜等を考え、「教育・文化機能」に分類しております。	無

寄せられたご意見の概要 及び ご意見に対する松戸市の考え方

No.	意見箇所	ご意見の概要	ご意見に対する松戸市の考え方	修正
28	29ページ 基本方針 ② 6行目	<p>「子育て支援施設」の増加傾向は無制限に見える。こども総合計画と整合性を、該当年齢人口の推計と現実の施設収容人数において検証しているのか。定員に満たない幼稚園等、空いている施設への資源投入過多を懸念する。</p> <p>交通結節点の交流拠点等に過重な施設配置をして、他自治体の市民の利用が多くなった場合の対策はどのようにするのか。新松戸で建設中の保育園の周辺住民からは、地域に子どもがいないのに保育園は不要という意見が出されているが、交通の利便性から近隣自治体の子どもも利用できるのか、これは当たらない。但し、松戸市の公金投入が他自治体の市民へのサービスに多く向けられてはいかかなものかと考える。子育て支援施設に市外から通ってくる子どもまで誘導したいのか。</p>	<p>子育て支援施設の整備については、松戸市子ども総合計画（計画期間：平成27年度から31年度）に基づき進めております。</p> <p>しかしながら、計画に記載している需要量及び供給量の見込みとこれらの実績値との間に乖離が見られる事業があることから、平成29年度に実績値などを踏まえ、計画期間後期の供給体制等の見直しを図っております。また、子育て支援施設の整備をはじめ、子ども・子育て支援の取り組みについては、市民サービスの向上を第一に進めております。</p>	無
29	36ページ 4-1（1）子育て機能	<p>（駅前・駅中保育所）に反対である。乳幼児といえども、子どもは自然環境に恵まれたところでのびのびと過ごす権利を有する。大人の都合で、保育室内に留め置かれる時間が長くなるのはよろしくない。通勤に伴う送迎への利便性が優先される駅前・駅中保育所がことさらに推進されることに反対する。駅から遠い保育所へも、保育時間終了までに保護者がお迎えに行けるような働き方を保証するのが本来ではないか。</p> <p>表記としては、小規模保育事業所が駅周辺以外にも存在していることもあり、小規模保育事業所のみとし、（駅前・駅中保育所）を除くことを求める。</p>	<p>保育施設については、駅周辺以外に立地している施設も含め、多様な保育ニーズに対応した環境を需要に応じて整備し、居住者の子育てスタイルの選択肢を増やすことが必要であると認識しております。</p> <p>本計画では、小規模保育施設（駅前・駅中保育所）を鉄道駅のある全拠点の誘導施設として設定し、子育てスタイルの選択肢を増やすとともに、子育てしやすいまちとしての都市ブランドを高め、日常的な子育て施設として充実を図るものです。</p>	無
30	36ページ 4-1（1）医療機能	<p>薬局を書き込まなくてよいのか。大型チェーンドラッグストアが増加しているが、個人薬局は減る傾向にある。医薬分業が言われて久しく、ホーム薬剤師による処方実践され、適切な薬剤管理と服用へのアドバイスによって市民一人ひとりの健康管理が実現する。あるべき姿を求めるために地域に根付いた薬局を医療機能に盛り込んでいかか。</p>	<p>薬局については、施設単体により立地が委ねられるというよりは、病院や診療所などの医療機関等の立地状況に多く影響を受けるものであるため、施設配置の検討対象外といたしました。</p>	無

寄せられたご意見の概要 及び ご意見に対する松戸市の考え方

No.	意見箇所	ご意見の概要	ご意見に対する松戸市の考え方	修正
3 1	3 9 ページ	<p>小規模保育事業所は57ヶ園が開設されており、更に開設準備中のものがある。B群にカテゴリーされた他の施設に比べ、その数が多いのではないかと。また、他の子育て機能の施設がC群にあるのに対し、それらと離して、小規模保育事業所のみをB群に入れたのは何故か。</p>	<p>保育施設については、駅周辺以外に立地している施設も含め、多様な保育ニーズに対応した環境を需要に応じて整備し、居住者の子育てスタイルの選択肢を増やすことが必要であると認識しております。</p> <p>本計画では、小規模保育施設（駅前・駅中保育所）を鉄道駅のある全拠点の誘導施設として設定し、子育てスタイルの選択肢を増やすとともに、子育てしやすいまちとしての都市ブランドを高め、日常的な子育て施設として充実を図るものです。</p> <p>そのため、保育所（認定こども園）の定義に小規模保育施設の定義を追記し、駅前・駅中以外の保育所を認識している姿勢を示すよう、変更いたします。</p>	有
3 2	3 9 ページ	<p>郵便局を金融機能のカテゴリーにしているが、郵便物を送る流通機能はどう考えるか。宅配便の受付はコンビニでも行っているが、宅配便の発送受付をする営業所は市内に一定程度存在することで生活の利便性を発揮しているがどうか。</p>	<p>金融機能は、市民の方々が日常生活における入金・出金等のほか、決済、融資等に対応する施設として設定しております。</p> <p>本計画の誘導施設としては、産業・業務系の機能を取り扱うことを想定していないことから、それらを担う都市機能の配置については検討対象外としております。</p>	無
3 3	4 1 ページ (3) 7 行目	<p>高齢者等を対象とした総合的な相談窓口は、基幹型地域包括支援センターを指すのならば明確に記載されたい。現在市役所内にあるのは、市内15地区の地域包括支援センターの機能を高め、困難事例を担当する役目を負っているからと理解する。そうであるならば、市役所の機構の中にあることがそのまま広域交流拠点に置くことに繋がるのだろうか。広域交流拠点にあることより、アウトリーチ機能が高く、市内どこにでもいつでも出向くことができる機能のほうが求められるのではないかと。24時間サービスや機動性が、広域交流拠点に在ることと直結しないのではないかと。直営で行うことを重視しているのならば、市役所内にあるのだから、市役所を広域交流拠点に置くことが43ページに記載されていることでよいのではないかと。</p>	<p>高齢者等を対象とした相談窓口は、公共交通の利便性が高い場所にあった方が望ましいと考え、特に公共交通の利便性の高い主な鉄道交差点に必要な機能として設定しております。</p>	無
3 4	5 2 ページ 馬橋駅周辺	<p>「6-1 都市機能誘導に係る施策」-「【都⑤】拠点性の強化に資する公共施設の適切な整備」を謳うなら現在の市民センター兼図書館を記すべきではないかと。同施設が、新松戸に明記し、馬橋には記載されていないことは、将来廃止する計画なのか。</p>	<p>本計画では、拠点内での充実や新たな誘導を図る誘導施設として市役所（支所）や図書館（中央館・地域館）を位置付けており、図書館（分館）は拠点のみへの誘導は行わず、市内に分散配置することとしております。</p> <p>そのため、図書館（中央館・地域館）を配置する松戸・新松戸・東松戸を誘導施策の中で明記していますが、馬橋地域の図書館を将来廃止するような考え方は現時点では持っておりません。</p>	無

寄せられたご意見の概要 及び ご意見に対する松戸市の考え方

No.	意見箇所	ご意見の概要	ご意見に対する松戸市の考え方	修正
35	43ページ 誘導機能の設定	「4-2 誘導機能の設定」に医療機能がない。		
36	43ページ 4-2 (1)	医療機能が設定されず記載がないのは何故か。開業医等の診療所については、全市的に各診療科があまねく必要である。開業医の高齢化により閉院となる診療所が少なからず見受けられる。特に介護保険制度が始まってからは、身近にホームドクター、かかりつけ医を持つことを勧めてきているのに行政の姿勢が問われるのではないかと。市民にとっては役所より医者の方が重要だ。	医療機能については駅周辺に限らずバランスよく立地していることにより利便性を確保できるものと考え、誘導施設に設定しておりません。 しかしながら、分散型都市機能の欄に記載がなかったため、46ページに追記いたします。	有
37	43ページ 誘導施設一覧 行政サービスセンター	行政サービスセンターの業務は、マイナンバーカードとコンビニ等での証明書発行等の範囲拡大など、ICT活用により縮小すべし。中長期の視点では、少なくとも新設は不要。	行政サービスセンターについては、コンビニエンスストア等のICTでは利用できないサービスも受け付けております。 新八柱・八柱駅周辺においては、多くの市民が集まる交流拠点であるにも関わらず、現状、支所等の行政機能が立地していないことを鑑み、誘導施設に設定するものです。	無
38	43ページ 誘導施設一覧 商業機能	行政が民間の経営判断に委ねる広域型商業施設を「充実」できる根拠は何か。 松戸駅ビルなら多少理解できるが、新拠点ゾーンの商業施設なら伊勢丹及び千葉市等の経験・教訓が生かされていない。	民間の施設については、ご意見のとおり民間事業者の経営判断等により施設立地が委ねられるものであり、施設の立地を行政が確約できるものではありません。そのような中、立地適正化計画では誘導施策や、民間事業者にとって良好な環境づくりを推進し、進出意欲の向上を図り、施設立地の可能性を高めていくものです。	無
39	43ページ 教育・文化機能	人口減少社会において、文化施設を充実させる必要はない。せめて「維持」までとすべき。	本計画は、全国的には人口減少社会になったとしても、広域性・集客性の高い施設の誘導・更新を図ることで、まちなかの賑わいを向上させながら、拠点の集客性・利便性を高めていくことを考えております。 文化施設につきましても、拠点を訪れる方々の文化・芸術活動を支えるとともに、さらに拠点の集客性・利便性を高める施設と考えて誘導施設に設定いたしました。	無
40	43ページ 教育・文化機能(図書館)	図書館は、電子書籍などICTの活用および人口減少で現状規模以上のものは不要になる。 新たな誘導施設として特筆する必要はない。	図書館には、電子書籍などのICTの活用が進んだとしても代替できない資料が数多くある他、人口減少と図書館利用者の減少との相関関係は単純に判断できないとも考えます。 また、図書館の整備は市民からの要望も多く、現在の図書館本館の書架や閲覧席のあるフロアの面積は約540㎡であり、十分な面積とは言えない状況です。	無

寄せられたご意見の概要 及び ご意見に対する松戸市の考え方

No.	意見箇所	ご意見の概要	ご意見に対する松戸市の考え方	修正
4 1	4 3 ページ	<p>新松戸駅周辺において「広域型商業施設」は維持となっている。おそらくダイエー新松戸店のことであると思われるが、ダイエーは自動車で来る人が殆どで誘導区域内なのかもしれないが駅前とは言い難い。</p> <p>新松戸駅周辺は小さな雑居ビルしかない。JR 線が交わる駅前とは思えない状況であるので、松戸駅のような駅ビルが必要ではないだろうか。よって「広域型商業施設」は維持ではなく充実とすべきである。</p>	<p>新松戸駅周辺については、いただいたご意見を参考にしながら、まちづくりを考える中で検討していきたいと思います。</p>	無
4 2	2 9 ページ 基本方針 ② 4 行目	<p>「高齢者向け施設」とあるが、本計画では介護・医療の高齢者を対象とした施設に限定しているように読める。介護保険総合事業の元気応援くらぶや、高齢者の元気応援キャンペーンなどの事業をどう考えているのか。</p> <p>4 5 ページの誘導施設の定義「高齢者・障害者向け相談センター」には、社会参画の支援を行うともあるが、高齢者と障害者を一つにまとめているところに、元気な高齢者への視点があるのか疑わしい。基本目標Ⅱ「高齢者がいつまでも元気に暮らせるまちづくり」（松戸市総合戦略）について実現可能性を低く見ているのではないか。</p>	<p>高齢者の健康増進の観点につきましては、まちづくりに必要な観点であることを認識しております。誘導施設に設定している高齢者・障害者向け相談センターについては、高齢者や障害のある方等の集い通える場を設けるなど、社会参画の支援も地域共生の視点も踏まえて考えております。社会参画の支援を行うことにより、高齢者の外出機会を増進し、元気な高齢者の増加に寄与するものと考えております。</p> <p>また、間接的ではありますが、公共交通網を維持・拡充し、歩いて暮らせるまちづくりを進めることにより、同様の効果を期待するものです。</p>	無
4 3	3 1 ページ ①拠点形成の考え方	<p>なぜ、駅遠&amp;人口激減の小金原地域において、小金原センター周辺が生活拠点(都市機能誘導区域)になるのか理解不能。抹消すべき。</p> <p>市民センターが、鉄道駅と同様に人を集める機能にはなりえない。また、センター地区という概念は他地域・地区と比較してもなじまない。</p>	<p>本市の特色は、市内各地に拠点が数多くあることであり、高齢化に対応していく上でも身近な生活サービス施設の立地を誘導する生活拠点が数多くあることは大切だと考えております。</p> <p>また、立地適正化計画策定の手引きに、都市機能誘導区域として「望ましい地域像」として、あげられている「各拠点地区の中心となる駅、バス停や公共施設から徒歩、自転車容易に回遊することが可能で、かつ、公共交通施設、都市機能施設、公共施設の配置、土地利用の実態等に照らし、地域としての一体性を有している区域」という点にも合致しており、北小金駅からのバス路線も 90 本以上/1 日と充実しており、交通の利便性も確保されていることから都市機能誘導区域に設定しております。</p>	無

寄せられたご意見の概要 及び ご意見に対する松戸市の考え方

No.	意見箇所	ご意見の概要	ご意見に対する松戸市の考え方	修正
44	48ページ 都市機能誘導区域設定の考え方	<p>都市機能誘導区域に、松戸市の特色を生かした区域として、特定機能地区または広域公園地区を追加する事を提案する。</p> <p>対象地区：現在の21世紀森と広場およびその周辺誘導施設：・緑地公園・野外レクリエーション場（キャンプ場やバーベキュー場など）・運動施設（屋内/屋外）・文化施設・屋外コンサート場・鉄道駅など</p>	<p>都市機能誘導区域は、市街化調整区域内に設定することができないため、市街化区域内の鉄道駅周辺等を中心に、都市機能誘導区域を設定しております。</p> <p>ただし、21世紀の森と広場は都市計画マスタープランにおいて「文化・交流拠点」に位置付けており、全市的な文化・交流機能を担う場所としての重要性を認識しております。</p>	無
45	50ページ (2)	<p>流通経済大学は誘導施設と思われるが、区域に第2キャンパスを含めないのか。また、社会保険事務所を載せないのか。駅北東側で検討されている区画整理事業については、市施行に反対である。過去に区画整理はもうやらないという答弁もあった。</p>	<p>都市機能誘導区域は土地利用の実態等に照らし、地域としての一体性を有する区域に設定する必要があるため、第1キャンパスまでを誘導施設といたしました。</p> <p>また、社会保険事務所は、日常的に市民が利用する施設とは必ずしも考えられないことから誘導施設の検討対象施設としておりません。</p> <p>最後に、昭和46年9月に都市計画決定された新松戸東部土地区画整理事業については、過去に事業を凍結した経緯はありますが、近年の都市計画道路3・3・7号横須賀紙敷線の開通を契機に、まちづくりについて地元町会役員を主とする井戸端会議等を行った結果、駅前を中心として駅前広場の配置とインフラ等の整備を行った方が良いとの意見を頂きました。そこで駅前を中心として地権者の方々へのアンケート等による調査の結果、緊急車両も通れない狭隘道路や下水道が未整備である等の問題に対して、まちづくりへの賛同のご意見を多く頂くと共に、市が責任を持って進めてほしいとのご意見があることから市施行で行うことが望ましいと認識しております。</p>	無
46	58ページ 4-5	<p>「原則として30日前までに市長への届け出が義務づけられます。」とあるが、従わなかった場合の罰則等はないとのことである。開発行為への規制を逃れての開発事業者の脱法的行為が散見されるが、同様の事態が想定でき、大変危惧する。原則として義務づけではなく、従わない場合は、事業者名を公表する等のペナルティを設定すべきである。</p>	<p>都市再生特別措置法第130条第3項には、届出を怠った場合や、虚偽の届け出を行った場合には、30万円以下の罰金に処する規定が設けられております。</p> <p>ただ、立地適正化計画の目的は、誘導区域外における居住や都市機能の立地を規制することではなく、区域内への居住や都市機能の誘導に関して、誘導施策などによって緩やかに誘導するために定めるものであり、その趣旨にもあわせて運用を図ってまいります。</p>	無

寄せられたご意見の概要 及び ご意見に対する松戸市の考え方

No.	意見箇所	ご意見の概要	ご意見に対する松戸市の考え方	修正
47	46ページ	<p>小中学校は早晚統合の対象となる。小学校数は、適正規模を維持しようとする現在の約半数となる試算もある。</p> <p>よって、第5章で指摘するが、原案居住誘導区域を誘導区域と一般区域に分割し、統合後施設は誘導区域またはその周辺に誘導する必要がある。</p>	<p>本市の市街化区域内においては、将来にわたり高い人口密度の市街地が保たれる見込みです。また、公共交通ネットワークや都市機能等の充実度も高く、そうした基礎を生かしながら、人口流入施策や地域間人口バランスの適正化に向けた施策を進めていくことを前提にして、市街化区域のおおむね全域を居住誘導区域に設定しております。</p>	無
48	60ページ 居住誘導区域の基本的な考え方	<p>原案居住誘導区域を、公共交通路周辺などの居住誘導区域とそれ以外の一般居住区域にわけ、施策の違いを明確にすべし。</p> <p>一般居住区域も市街化区域の1カテゴリ。(金沢市の例もある)交通政策課が設定した交通不便区域を一般居住区域とする事も一案。これにより、小中学校統合時の統合先誘導、公共交通の充実など行政施策に濃淡がつけられる。</p>		無
49	60ページ 居住誘導区域の基本的な考え方	<p>国交省「立地適正化計画作成の手引きに示される望ましい区域像」と「本市における居住誘導区域設定の考え方」の関連が不明。</p> <p>例えば、自転車利用圏を「生活利便性が確保される区域」として採用しているのか。「歩いて暮らせるまち」の形成を基本方針としながら自転車圏を誘導区域とは論外(高齢化が進めばどうなるか)自転車利用圏を「生活利便性が確保」と捉えるなら、中和倉コミュニティバス実証運行などは必要ない。原案居住誘導区域を誘導区域(公共交通路周辺)と一般区域におけるべき根拠のひとつ。</p>	<p>60ページで示した「立地適正化計画作成の手引きに示される望ましい区域像」については、居住誘導区域を設定する上での一般的な条件を例として示したものです。その考え方を踏まえつつ、本市の特性と照らし合わせて、「本市における居住誘導区域設定の考え方」を設定しております。</p> <p>自転車利用圏の考慮については、ご意見の通り、29ページでの「まちづくりの基本方針」で示した「歩いて暮らせるまちの形成」を目指す上では適切ではないため、本市での居住誘導区域の設定の条件には含めておりません。</p>	無
50	60ページ 居住誘導区域の基本的な考え方	<p>社人研の予測では総人口は、2050年には37万人で2010年比で23%の減少である。それをカバーする「人口流入施策」が現実的に存在するのか。掛け声だけではないか。</p> <p>実現できなかった時の責任は、誰が、どのようにとるのか。新市民が居住誘導区域を信じて移転したが、10～30年後には周辺は空き家だらけという結果責任である。</p>	<p>居住誘導施策について、まずは計画書に記載した各種施策を継続的に推進していくことで、現状の高密度な市街地の維持をめざしてまいります。</p> <p>併せて、将来的にはこれらの施策だけではなく、概ね5年ごとの評価・検証において、適宜、施策の見直しや効果的な施策の補強を検討いたします。</p> <p>また、ご意見の通り、実効性の低い施策とならないよう、計画推進にあたりましては、庁内関係部署との連携を十分に図り、本計画単独でない全庁的な居住誘導施策を推進してまいります。</p>	無

寄せられたご意見の概要 及び ご意見に対する松戸市の考え方

No.	意見箇所	ご意見の概要	ご意見に対する松戸市の考え方	修正
5 1	6 0 ページ 居住誘導区域の基本的な考え方	社人研予測では、平成 5 2 年以降も大幅な人口減少の予測がつづく。平成 5 2 年時点での人口密度をもって、市街化区域の一部を除くほぼ全域を居住誘導区域とする案は納得できない。むしろ、社人研予測に基づく誘導区域を設定し、人口流入施策が仮に成功した場合に徐々に誘導区域を拡大する方法が現実的。	本市の市街化区域内においては、社人研推計に基づき算出すると、平成 5 2 年においても 8 9 . 5 人/ha と高密度な市街地が保たれる見込みであります。また、本市は公共交通ネットワークや都市機能等の充実度も高いことから、人口流入施策や地域間人口バランスの適正化に向けた施策を進めていくことを前提にして、市街化区域のおおむね全域を居住誘導区域に設定しております。 今後、5 年ごとの見直しや、計画期間終了後に第 2 次計画等を策定する場合は、社会情勢や人口動向に応じて、区域の見直しを検討してまいります。	
5 2	6 0 ページ第 5 章 5-1	高密度な市街地が保たれる見込みが立たない場合は、どうなっていくのだろうか。見込みが立ち、多くの市民が住み続けているようなまちづくりが望まれるというが、どれほどの人が住み続けるかは個人の責任の範囲ではない。多くが住んでいけばよいが、そうでなければ・・・というのは住民への脅しに見える。市民生活を守っていく自治体が、そのような言い方の側に立つのはいかかかと思う。施策を展開し、高い人口密度の維持を図ることについて具体性がなく、このような表記では市民の信頼は得られないと考えるがいかかか。人口密度について、住民に責任はないと自治体が考えているかどうかは明らかにされたい。		無
5 3	居住誘導区域について	D I D がほとんど居住誘導区域になっているのは、転入を検討している人にとってわかりづらい。D I D の中でも特に居住誘導させたい重点区域を子育て世代向け、高齢者向け等区分した上で設定すべき。	同一世代が特定の地域にまとまって居住すると、少子高齢化が一定時期に進行するなど、将来的に地域の活力の維持に影響を及ぼしてしまう可能性がございます。 本市においては、多様な世代が共に暮らせるまちづくりにより、世代構成バランスの健全化を目指しております。そのため、誘導施策に記載のあるように、生活利便性を高めるための都市機能の誘導や、安全な住環境の形成等を行うことにより、市内の広い範囲において多様な世代のニーズに対応したまちづくりを進めたいと考えております。	無
5 4	居住誘導区域について	災害防止の観点からも、居住誘導区域の指定は、土砂災害警戒区域、宅地造成規制区域、造成宅地防災区域、浸水想定区域は、居住誘導区域から外すべき。	江戸川流域の浸水想定区域に係る考え方については慎重に検討を進めてまいりましたが、現状の土地利用において住居用地や商業用地などが形成されております。また、相当数の市民が居住していることや、これまで市として河川対策を行うなど、安全性の確保に努めてきたことを考慮し、これからも適切な対策を行っていくことを前提に、居住誘導区域に含めております。 その他の区域についても、浸水想定区域と同様に、ハード面での適切な対策や、住民の方々への周知を行うことにより安全性を確保できる箇所につきましては居住誘導区域内に含めております。 これからも適切な対策を行っていくことを前提に、多くの市民が住み慣れた地域で住みつづけていけるようなまちづくりを進めてまいります。	無

寄せられたご意見の概要 及び ご意見に対する松戸市の考え方

No.	意見箇所	ご意見の概要	ご意見に対する松戸市の考え方	修正
5 5	居住誘導区域について	市街化区域・用途地域の見直しをセットで行うべき。	線引き見直しについては、千葉県の方針のもと定期的に行っているため、その取り組みとも連携しながら計画を運用してまいります。用途地域の見直しについても、これまでと同様に地域の状況等を踏まえ、必要に応じて検討してまいります。	無
5 6	居住誘導区域について	居住誘導区域に係る届出について、届出で済むなら、現状維持と言われてもしかたがない。条例で許可制にするなど、規制の強化等をしないと計画に意味がない。	<p>居住誘導区域外の大半である市街化調整区域におきましては、これまで市街化調整区域での暮らしに配慮しながらも、厳格な基準に基づく開発許可の適切な運用を行ってまいりました。その結果、約96%の住民が市街化区域内で居住されている状況であり、メリハリのある土地利用が形成されています。これからも変わらず運用を進めることにより、メリハリのある土地利用形成を心がけてまいります。</p> <p>なお、立地適正化計画の目的は、誘導区域外における居住や都市機能の立地を規制するためではなく、誘導区域内への居住や都市機能の誘導を誘導施策などによって、緩やかに誘導を進めるために定めたものです。</p>	無
5 7	6 4 ページ 5-3	居住誘導区域外について、どういう理由で区域外となっているのか現在の土地利用の状態など、説明があった方がいい。	居住誘導区域設定の視点と視点ごとの状況を整理するため、居住誘導区域から除外している箇所について現状の土地利用状況や根拠法令に基づく考え方を計画書61ページから63ページに記載しております。	無
5 8	6 5 ページ 5-4	「原則として30日前までに市長への届け出が義務づけられます。」とあるが、従わなかった場合の罰則等はないとのことである。開発行為への規制を逃れての開発事業者の脱法的行為が散見されるが、同様の事態が想定でき、大変危惧する。原則として義務づけではなく、従わない場合は、事業者名を公表する等のペナルティを設定すべきである。	<p>都市再生特別措置法第130条第3項には、届出を怠った場合や、虚偽の届け出を行った場合には、30万円以下の罰金に処する規定が設けられております。</p> <p>ただ、立地適正化計画の目的は、誘導区域外における居住や都市機能の立地を規制することではなく、区域内への居住や都市機能の誘導に関して、誘導施策などによって緩やかに誘導するために定めるものであり、その趣旨にもあわせて運用を図ってまいります。</p>	無

寄せられたご意見の概要 及び ご意見に対する松戸市の考え方

No.	意見箇所	ご意見の概要	ご意見に対する松戸市の考え方	修正
59	82ページ 公共交通不便地域の解消に向けた取組の推進	<p>公共交通も含めた各種の不便がある故のコンパクトシティ化ではないか。</p> <p>パイロット事業である実証実験を結果の見えない状況で、本計画に記載する意味はない。むしろ国交省：交通政策基本計画で示されたディマンド交通に対する施策方針を記すべき。原案居住誘導区域を誘導区域と一般区域にわけべき根拠のひとつで、一般区域独自の施策となる。</p>	<p>本市の公共交通サービスは充実した状況にあるものと捉えておりますが、今後、高齢化が進展する状況においては、日常生活の移動手段等として、公共交通が担う役割も更に増すものと想定しております。それらの高齢者のニーズの多様化を見据え、引き続き高い水準での公共交通サービスの提供は必要であると考えております。</p> <p>ご意見にありました新たな交通システムの実証運行もその取組の一環であり、今後の持続可能な公共交通ネットワークの形成につなげてまいります。</p> <p>また、国土交通省が作成した交通政策基本計画の内容については、今後の公共交通に関する取組において参考とさせていただきます。</p>	無
60	69ページ 都市機能誘導に係る施策	<p>都市機能誘導に係る施策に「地区計画策定の推進」を追加する事を提案する。何を誘導し、何を誘導しないかを、具体的・細部にわたって定義する。それを住民主体で考える。</p> <p>近年、よく新しい施設を作ろうとすると、住民の反対運動がおきる。このことは、開発者・住民双方にとっての不幸である。それは、地区計画が無いからではないか。特に、都市機能誘導区域には必要なものとする。</p>	<p>都市機能の誘導を促進するためには、計画書に記載した松戸駅周辺まちづくり基本構想のように、市民等の皆さまと共に、当該地区における将来的な方向性を検討・共有し、その方向性に合わせた施設の立地誘導を行うことが重要と考えます。そのため、今後は、立地誘導を図る施設が当該地区にもたらす影響を十分に考慮しながら、必要に応じて、ご意見にある地区計画の手法等も活用しながら、将来像を共有できるよう計画を検討してまいります。</p>	無
61	71ページ 都市再開発方針に記される方針 馬橋駅周辺	<p>馬橋駅東口の生活拠点圏の市道(例えば線路沿い)は消防車の通行も困難なほどの狭さである。生活拠点として位置づけするなら、都市計画道路以外にも、市道拡幅も併せて記すべきではないか。</p>	<p>馬橋駅周辺につきましては、千葉県の計画である「松戸都市計画都市再開発の方針」において誘導地区に位置付けています。駅周辺のまちづくりの骨格となる駅前広場や都市計画道路の着実な整備を進めることが重要と考えております。</p>	無
62	東松戸駅周辺の都市計画について	<p>都市機能誘導区域に指定した後の具体的な方策を検討し、可能であれば明示してはいかがでしょうか。例えば、東松戸駅は2路線(スカイアクセス線も含むと3路線)が交差し、また大規模マンションの新設なども進み、それなりの居住者がいるように思われますが、いかんせん店が少なく、歩いて生活できなくはないですが魅力ある都市とは到底言えません。民間に任せるだけではなく、市側の働きかけも少なからず効果があると思いますので、その点をより重視していただきたいです。(本屋も100円ショップもありませんし。)</p>	<p>松戸駅周辺等、具体的な拠点整備等の動向がある地域においては誘導施策の頁に記載しております。今後、具体的な動向を市内でも検討し、他の拠点も含めて5年ごとの見直し時に追加していきたいと考えております。</p> <p>なお、具体的な方策については、個別の施設計画の策定時に検討させていただきます。</p>	無

寄せられたご意見の概要 及び ご意見に対する松戸市の考え方

No.	意見箇所	ご意見の概要	ご意見に対する松戸市の考え方	修正
6 3	交通・アクセス面について	<p>充実した鉄道網はあるものの、こと東松戸においては、北総線の料金が割高なこともあり、都営浅草線直通の利点があるにも関わらず、同じく都心方面へ乗り入れてJRとの混雑具合は雲泥の差です。この点については、都市発展の少なからず妨げとなっているように思います。その点については市側から鉄道会社等への働きかけをしていただきたいです。</p> <p>また、都市計画全体の話になりますが、地域をつなぐ貧弱な道路網についても一体として検討、計画し、速やかな改善をお願いしたいです。どこに行くにも時間がかかり魅力的な街とは言い難い印象です。</p>	<p>本市の強みでもある充実した鉄道網を生かしたまちづくりを進めるため、今後も引き続き、鉄道事業者及び関係自治体との連携を進めてまいります。</p> <p>道路については、立地適正化計画において取り扱う分野ではないため本計画において整理しておりませんが、公共交通網を支える重要なインフラとして認識しております。</p>	無
6 4	居住誘導区域について	<p>50年後100年度の人口減を見据えた目標にすべき。人口減少が進むと一軒家の空き家が確実に増えていく。新規の宅地開発及び宅地造成を抑制させる施策、例えば、兵庫県芦屋市の最低敷地面積を参考に開発許可の基準を厳格化し、特に駅から遠い、小規模の宅地販売を抑制させる必要がある。これを実現させる施策を計画に入れるべき。</p>	<p>ご意見のとおり、50年後、100年後の長期的な観点から都市の姿を展望することも重要であると認識しておりますが、国立社会保障・人口問題研究所の推計は近年の人口推移を考慮して推計されており、まちづくりの動向等により、差異が生じる可能性もあることから、本市では20年後の将来像を展望し計画を策定しております。</p> <p>また、人口動向のみならず経済等を含めた社会情勢の変化に対応するため、5年ごとに計画の見直しも行う予定です。</p>	無
6 5	居住誘導区域について (連携)	<p>計画の実現には、民鉄（JR東・新京成）との連携が必須。お願いする上下関係ではなく、ともに成長するため、「民鉄と連携して推進する」等の文言を入れるべき。</p>	<p>鉄道事業者との連携につきましては、本市も必要性を認識しておりますことから、今後も引き続き進めてまいります。</p>	無
6 6	計画策定後の松戸市民の対応、その他	<p>コンパクトなまちづくりには、バリアフリーの観点も必要と思われるが、駅や公共交通機関のバリアフリー対策も計画に入れるべき。</p>	<p>ご意見のとおり、バリアフリーの推進は、拠点の回遊性・快適性を高めるために必要であると考えております。そのため、誘導施策の中でも今後取り組んでいくことを記載しております。</p>	無

寄せられたご意見の概要 及び ご意見に対する松戸市の考え方

No.	意見箇所	ご意見の概要	ご意見に対する松戸市の考え方	修正
67	82ページ	<p>中和倉地区にコミュニティバスを走らせているようだが、本当に公共交通不便地域であるのは八ヶ崎地区の南側ではないだろうか。駅まで歩ける中和倉地区とは違い、常磐線の駅から非常に遠い。八ヶ崎地区にもコミュニティバスを走らせるべきだ。中和倉地区より道路は広く、武蔵野線の線路はあるが駅はない。非常に不便な場所だ。</p> <p>また、中和倉にせよ八ヶ崎にせよ馬橋駅のロータリーを整備しないことにはコミュニティバスも大赤字になると思われる。現状では鉄道駅に接続しているとは言えない。バス停からある程度歩くなら最初からバスには乗らないのではないか。もっと重要課題として載せるべき。</p> <p>さらに、この計画では公共交通はバス中心で書かれているが、バスと接続する鉄道も改善しないことには成功しないのではないか。常磐線と武蔵野線の本数や新松戸駅の快速停車など問題は山積みであると思う。鉄道にも触れるべきではないか。</p>	<p>バス路線については、周辺自治体との結節等の広域的観点や、民間事業者の採算性のもとに成り立っていることから、民間事業者等との連携を図りながら、今後検討を行ってまいります。</p> <p>また鉄道の利便性向上につきましても、関係自治体と連携して、引き続き鉄道事業者へ要望してまいります。</p>	無
68	33ページ人口配置の方向性4行目	<p>「居住密度の高い市街地」とあるが、拠点としたい地域にも少なくない空家、空住戸が存在する。所有者不在の住宅への対策を強化することが重要である。住宅の数を増やすのではなく、居住者不在の住宅を減らすことに力点はあるのか。</p>	<p>所有者不在等の住宅につきましては、相続財産管理人制度を活用し、空家の解消に努めているところでございます。</p> <p>空家対策は、市としても重要性を認識しており、誘導施策に記載した空家等の活用促進のための情報発信・制度の検討を行ってまいります。</p>	無
69	69ページ 6-1(1)4行目	<p>「受け皿」の意味が分かりにくい。</p> <p>各種都市機能誘導の受け皿となる環境整備→さまざまな都市機能誘導を促進する環境整備</p>	<p>頂いたご意見を参考にしながら、修正させていただきます。</p>	有
70	69ページ 6-1(1)8行目	<p>子育て世代だけが市民ではありません。</p> <p>子育て世代にとって住みよいまちづくり→子育て世代をはじめとする、市民誰にとっても住みよいまちづくり</p>	<p>頂いたご意見を参考にしながら、修正させていただきます。</p>	有
71	70ページ (2)都①	<p>新拠点ゾーンをはじめとする松戸駅周辺の計画については、財政基盤が脆弱な松戸市の今後を危うくすると考えることから、賛成しがたい。</p> <p>構想が素晴らしく、まちの今後のために実現すればよいことでも、税収増が期待できず、今後ますます扶助費等の歳出増が見込まれる松戸市に於いてはあまりに危ないプランである。計画は始めたときよりも進行する中で経費が膨らむのが常であり、膨らんだ分は自主財源で切り抜けることを求められるが、起債等、将来負担が増大している松戸市にとっては、非常に危険である。松戸を夕張にしないためにも、賛成できない。</p>	<p>計画の実現手法については今後具体的な検討を行うこととなりますが、できるだけ財政的負担を抑えて実施していくことも大切だと考えております。</p>	無

寄せられたご意見の概要 及び ご意見に対する松戸市の考え方

No.	意見箇所	ご意見の概要	ご意見に対する松戸市の考え方	修正
7 2	7 1 ページ 《新たな基盤整備と基盤の更新・活用による交流拠点の形成》	<p>新松戸駅東側についても、のどかな農作地が広がる新松戸駅千代田線上りホームからの景観を愛する者として、土地区画整理事業に疑問を抱く。</p> <p>そもそも幸谷、二ツ木地域に、新住居を求めて移り住んできた人たちは、新松戸駅が最寄りであるとしても、デベロッパーによる開発が進められ、松戸市内でも都市基盤整備が整ったまちなみが広がる新松戸3～7丁目の住宅地域とは異なる地域であることを了解して、幸谷等に建てられた住戸を選択すべきであったのではないかと感じている。土地区画整理地内に住居を求めた市民は、価格が高くても都市基盤整備等が整っていることが担保されているから購入している。都市計画マスタープランでは、メリハリのあるまちづくりをうたっている。メリハリに対して、住まいを求める市民は敏感であっていただきたい。</p>	<p>新松戸駅東側は、駅のホームから緑地が臨め、のどかな雰囲気のある地域となっております。しかし、土地区画整理区域決定からおおよそ45年が経過しましたが、現在も未着手であり、雨による冠水や狭隘な道路により緊急車両が進入できないなど、安全面・防災面で懸念する声があがっています。松戸市としまして、新松戸駅はJR常磐線と武蔵野線が交差する交通結節点であり、駅前で利便性のあるこの地域で、住環境の改善を図り、利便性向上につながるまちづくりを行う上でも、土地区画整理等による整備が必要と認識しております。</p>	無
7 3	7 1 ページ 《都市再開発方針に基づく基盤整備等による生活拠点の形成》	<p>六実駅周辺については、六実駅前の空地が鉄道事業者の所有であることから、主要地権者と地域住民との合意形成をどのようにしていくのか、意思決定過程をできるだけ明らかにし、まちづくりの方針に公共性を担保されたい。</p>	<p>六実駅周辺は、都市機能誘導区域に設定しているため今後も誘導施設の緩やかな誘導だけではなく、都市基盤の整備を検討していきたいと考えております。</p>	無
7 4	7 1 ページ 《都市再開発方針に基づく基盤整備等による生活拠点の形成》	<p>6号線側の馬橋駅周辺においては、コミュニティバスの実験の成否を測り、駅に通じる道路と駅前の狭さの解消を第一とされたい。</p> <p>西口については、噴水の再生をはじめとする駅前の公園部分の整備を果たし、エレベーター設置や、支所が入ったビル部分の地区計画が目指すことなどに配慮しつつ、市内では珍しく、駅から延びる道路幅に余裕のある、開放された空間を生かす市街地形成を目指されたい。</p>	<p>馬橋駅の西口については、馬橋駅周辺の都市機能誘導区域に含まれているため、ご意見のとおり良好な市街地の形成に今後も努めてまいりたいと思います。</p>	無

寄せられたご意見の概要 及び ご意見に対する松戸市の考え方

No.	意見箇所	ご意見の概要	ご意見に対する松戸市の考え方	修正
75	73ページ 都③	<p>駅前・駅中について反対であることは既に述べたので、小規模保育が保育の本来の姿かということについて指摘する。</p> <p>0・1・2歳児への保育サービスを提供する小規模保育施設では3歳になると別の保育施設へ移ることになる。当初は社会福祉法人が小規模保育を開設し、3歳以後の保育は当該法人の運営する保育園に通えるということが始まったが、会社組織やNPOが事業参入するようになり、小規模保育を終了した後、行く先に困る3歳児浪人現象が起きている。幼稚園の預かり保育を利用するなど保護者が3歳の保活を強いられていることもよろしくないが、何よりも自我が芽生えて来る時期に、通う先を変わされたり、通うところが不安定なことは、当事者である子どもにとって、いいはずがない。本来の保育所のように就学前は同じ保育所に通い、保育者やお友達と濃密な関係をもつことで、子どもは安定し成長する。小規模保育は、待機児童対策の急場しのぎにすぎず、預けるところがとりあえずあるということに過ぎない。小規模保育が充足していることは、子どもの豊かな成長を保証するとは言えない。待機児童解消をしのぎつつ、保育の質を確保することが保育提供者である事業者と保育行政を担う市の役割であることは言うまでもない。20年間の長期の計画に一時しのぎの対策を重点項目に挙げるのが間違っている。保育の需給バランスが安定したときには、駅前・駅中は廃し、自然に恵まれた子どもの心身の成長を第一とした環境の保育施設を整えることこそ望まれる。</p> <p>駅前・駅中の利便性を生かした子育て支援施設の誘導 →削除あるいは保育需給バランス調整のための緊急避難としての子育て支援施設の誘導</p>	<p>保育施設については、駅周辺以外に立地している施設も含め、多様な保育ニーズに対応した環境を需要に応じて整備し、居住者の子育てスタイルの選択肢を増やすことが必要であると認識しております。</p> <p>本計画では、小規模保育施設（駅前・駅中保育所）を鉄道駅のある全拠点の誘導施設として設定し、子育てスタイルの選択肢を増やすとともに、子育てしやすいまちとしての都市ブランドを高め、日常的な子育て施設として充実を図るものです。それらにより、本市の魅力を高めることにつながるものと考えております。</p>	無
76	74ページ 都⑤ 《《広域交流拠点・交流拠点における図書館機能の充実》》	<p>県立西部図書館の松戸市への移管等が今後課題となる。図書館機能の充実については記載を保留し、西部図書館の位置づけが明らかになってから、追記するようにしたほうがよい。</p>	<p>松戸市図書館整備計画でも示している通り、市としては県立図書館の方針に関わらず、多くの人が集まる駅周辺における図書館機能の充実を図ってまいります。</p> <p>なお、県立西部図書館については、具体的な方針は決定しておらず、今後、県との協議が必要となり、慎重な検討が必要であると考えております。</p>	無

寄せられたご意見の概要 及び ご意見に対する松戸市の考え方

No.	意見箇所	ご意見の概要	ご意見に対する松戸市の考え方	修正
77	74ページ 都⑤<<市役所(本庁舎)の建て替え計画の策定>>	<p>これ以上の大規模事業は、市財政を危うくする。病院事業の起債償還及び赤字補てん等による一般会計の体力を見て慎重な判断をしなければならぬ。</p> <p>機能充実を目指します。→松戸市の財政状況を鑑みつつ、機能充実を目指します。</p>	<p>ご意見のとおり、本市をとりまく社会情勢は年々変化していることから、いただいたご意見を参考にしながら、修正させていただきます。</p>	有
78	76ページ(2)【居①】	<p>更なる人口流入より、現在松戸市に居住している市民の生活を優先する対策を求める。現在の市民が暮らしやすくなれば、それに惹かれて松戸市に移ってくる人たちがおられると思う。</p> <p>人口急増期に移り住んできた団塊の世代は、東京に働きに出て夜だけ帰ってくる千葉都民ではあったが、営々と税を納め続けて来た。彼らによる安定した税収があったからこそ今の松戸市がある。団塊の世代は70歳台に達し、いよいよその担税力も尽きる。更なる人口流入としてこられる方たちは納税者としてはこれからで現在の担税力は期待出来ない。団塊の世代に変わって、流入してこられる方たちの税収が松戸市を支えるまで松戸市が存在出来るかどうか疑問である。確実な歳入に裏付けられた着実な事業のための歳出を願う。</p>	<p>本計画にまとめた方針や誘導施策は、人口流入に特化したものではなく、現在松戸市に居住している市民の方々に対しても、機能更新をはじめとした多様な世代のニーズに対応したまちづくりを進めることにより、生活利便性の向上を図っているものです。</p> <p>また、高齢化が進んで行くなかで何も対策を行わない場合には、市税収入等に大きな影響を及ぼすことが懸念されます。そうならないためにも、子育て世代をはじめとした人口流入により、人口構成バランスの健全化を図ってまいります。</p>	無
79	76ページ(2)【居①】	<p>医療資源・医療環境のPRというが、医療機関は宣伝広告塔を禁じられている。どのように行うのか。その場合の費用はどのくらいか。PRの成果測定はどのようにして行うのか。</p>	<p>市のHP等において情報を発信してまいりますので、ホームページアクセス数を成果の指標の一つと考えております。</p> <p>なお、情報を発信する際には、厚生労働省の「医療広告ガイドライン」を確認しながら実施してまいります。</p>	無
80	77ページ(2)【居②】	<p>常盤平団地のような老朽化した住宅に住みたいと思う人がいるだろうか。内装や建物だけでなく、団地の地域全体のリニューアルが必要と思う。URに松戸市がどれだけ働きかけられるのだろうか。市営住宅の代替にUR住宅への住み替えをするが、空き住戸があっても経営に影響しないURが、提供する現状のままの大規模団地では、割引制度がどのくらい効果を発するか疑問である。</p>	<p>URをはじめ、地域住民の方々と連携しながら団地再生を図り、人口構成バランスの健全化および地域の活力の維持に向けて取り組んでまいります。</p>	無

寄せられたご意見の概要 及び ご意見に対する松戸市の考え方

No.	意見箇所	ご意見の概要	ご意見に対する松戸市の考え方	修正
8 1	7 7 ページ(2)【居③】	「良質で低廉な住宅の確保」とは具体的にどのようにして実現するのか。	「松戸市住生活基本計画」6 7 ページから7 0 ページに記載のとおり、多様な世帯がそれぞれのライフスタイルに適応した、ゆとりある住まい方ができる環境整備と、多様な居住ニーズが実現される住宅市場の環境整備を進めてまいります。	無
8 2	7 7 ページ(2)【居④】	最近、市民主体の地区計画は全く実現していない。住環境保全には地区計画が、適切なやり方だが、進まない原因について、行政としてどう考えるか。	新たなまちづくりを行う際には地区計画を定め、良好な住環境の保全に努めてまいりました。今後も本計画の策定をきっかけとして、市民の方々と連携しながら、更なる推進を行ってまいります。	無
8 3	7 7 ページ【居⑤】	優良建築物等整備事業について、松戸駅東口で過去に行った事例があるが成功していない。その原因を追究し改めるべき点は何かを考えないで、提案するのはよろしくない。	まちづくりの手法については、最適な手法を活用して行っていけるよう今後も検討してまいります。	無
8 4	7 9 ページ(2)【居⑦】	新しくできる大型商業施設については、アクセスはもちろん、施設内、施設周辺のバリアフリーを担保しなければ、高齢社会における商業施設とは言えない。 施設までのアクセス性を充実し、賑わいの向上につなげていきます。 → 施設までのアクセス性の充実をはじめ、施設内外のバリアフリーを徹底させ、誰もが自由に楽しめる施設とし、賑わいの向上につなげていきます。	頂いたご意見を参考にしながら、修正させていただきます。	有
8 5	8 7 ページ(2)	「交通の便が良い」と回答する人が多いとのことだが、鉄道駅の多さもさることながら、東京に近いということの意味しているのではないか。高齢になって、駅まで自転車で行けなくなった人、車の運転免許を返上した人がどのように市内で変わらず移動することができるかという視点を盛り込んで欲しい。	ご意見のとおり、車に過度に頼らずに公共交通を使用して快適に過ごせるまちづくりを立地適正化計画では目指しております。	無
8 6	8 7 ページ 数値目標の設定 目標指標	松戸駅周辺の歩行者数が松戸市行政にとってどのようなメリットがあるのか。行政目標ではないだろう(地価の上昇は理解できるが)歩行者数は地元商店街向けの指標としてで十分。(そもそも、行政が行う調査ではない。他駅周辺の調査をしなければ公平性に欠ける)行政目標にふさわしい指標にすべし。例えば、誘導施設の利用者数など。	広域交流拠点に設定した松戸駅周辺につきましては、本市の中心市街地として更なる賑わいと魅力の向上が必要な状況です。今後、誘導施設の立地促進はもとより、基盤整備等を進めることにより、賑わい等の向上を期待するものであり、それらの取組の結果を総合的に計測するものとして、歩行者数を確認するものとしたしました。 なお、ご意見にありました誘導施設の利用者数の指標案につきましては、今後の評価・検証時等における分析の視点の参考とさせていただきます。	無

寄せられたご意見の概要 及び ご意見に対する松戸市の考え方

No.	意見箇所	ご意見の概要	ご意見に対する松戸市の考え方	修正
87	90ページ 7-3	P D C Aを庁内組織で行っても十分ではない。 市民も含めた第三者機関で行うべし。また、そのことを明示することを求める。	P D C Aサイクルの進行方法や、あり方については、今後の評価・検証において、具体的に検討してまいります。	無
88	90ページ 7-3	誘導施策の進行状況 について、具体的にどのような誘導施策を行うのか見えないが、誘導施策として、予算書などに明らかにしていくのか。		無
89	全体	この計画策定後、市民・町会・民間企業それぞれが何をするのか、するべきなのかがよくわからない。	民間事業者の方々については、立地適正化計画を策定することにより、都市機能の立地等、計画の目標に沿った事業に対する支援をこれまでと比較し受けやすくなることから、本計画に記載する目標の実現のために、今まで以上に連携してまちづくりを進めてたいと考えております。 市民、町会の皆様については、今後の持続可能なまちづくりに向けて、市と共に考えていくきっかけになっていただければと考えております。	無
90	全体	計画の実現のための財源はどこからか。国から補助・交付税措置が保証されているのか。	立地適正化計画を策定することにより、都市機能の立地等、計画の目標に沿った事業に対する支援を通常と比較し受けやすくなります。したがって、計画の策定により、民間投資を誘発させることとあわせ、国の補助制度等を有効に活用しながら計画の実現に向けて取り組んでまいります。	無
91	全体	人口減の中、他の近隣都市との競争に勝つ必要があると思うが、本計画の実現のために目標・参考とした都市はあるか。	特に個別の市で参考にした自治体はございませんが、近隣市を含め、地域特性が類似している東京近郊の自治体の動向を注視して策定を進めてまいりました。	無
92	32ページ③枠内の図の説明文	字が小さくて読みにくいので、大きくされたい。	頂いたご意見を参考にしながら、修正させていただきます。	有
93	50ページ(2)	区域設定の図の用途地域や施設の事例説明の文字が小さくて読めない。原則として16地区共通なのだから1つ大きく見せる事例説明を載せられたい。	頂いたご意見を参考にしながら、修正させていただきます。	有
94	62ページ(2)①	図では工業専用地域がとても分かりにくい。色を敷くなど分かりやすい地図にされたい。	頂いたご意見を参考にしながら、修正させていただきます。	有

寄せられたご意見の概要 及び ご意見に対する松戸市の考え方

No.	意見箇所	ご意見の概要	ご意見に対する松戸市の考え方	修正
95	74ページ 都⑤ 〈〈戸定歴史館の整備〉〉	重要文化財や名勝→国の重要文化財や名勝	頂いたご意見を参考にしながら、修正させていただきます。	有
96	89ページ	枠内 図の説明文の字が小さいので大きくする。	頂いたご意見を参考にしながら、修正させていただきます。	有
97	全体	<p>本計画が実現したらまちが良くなるのかどうかは判断出来ない。あるべきまちの姿が都市計画上も見えにくいし、子ども部や経済振興部の所管に係わることにしても計画に入っているの、計画を進めていく為の庁内の合意形成はどのように行うのか、これもまた疑問である。社人研の人口推計を意識しながらの計画づくりは良いと思うが、子育て世代の流入という錦の御旗が桎梏になっているため、都市計画マスタープラン策定の姿勢に立ち戻れないでいる。自由な市民の営みを思うとおりにできないことを意識しつつ、良好なまちづくりとは何かということを示して欲しかった。昨今の開発ラッシュに振り回された計画で残念だ。おだやかで、落ち着いた日々の暮らしが市民には大切だと思う。</p>	<p>本計画の策定にあたっては、庁内における情報共有や横断的な検討等を行うため、「松戸市立地適正化計画検討会議」や担当各課とのヒアリングにより、都市機能誘導や居住誘導に係る事項について検討を行いました。今後の計画の進行・管理にあたっては、そうした情報共有の場やヒアリング等を通じて調整・連携を密に図ってまいりたいと考えております。</p> <p>P D C Aサイクルの進行方法や、あり方については、今後の評価・検証において、具体的に検討していきます。</p>	無